

大口町告示第107号

大口町宅地開発等に関する指導要綱細則の一部を改正する細則を次のように定める。

令和7年11月7日

大口町長 鈴木雅博

大口町宅地開発等に関する指導要綱細則の一部を改正する細則

大口町宅地開発等に関する指導要綱細則（平成4年大口町告示第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「原則として1か所」を「道路並びに交通状況及び周辺環境等を考慮した最低限の箇所数」に改める。

附 則

この細則は、告示の日から施行する。

大口町宅地開発等に関する指導要綱細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(駐車場) 第 5 条 略 (1)・(2) 略 (3) 駐車場への乗入口は<u>道路並びに交通状況及び周辺環境等を考慮した最低限の箇所数</u>とし、交差点及び横断歩道付近には設置してはならない。	(駐車場) 第 5 条 略 (1)・(2) 略 (3) 駐車場への乗入口は<u>原則として 1 か所</u>とし、交差点及び横断歩道付近には設置してはならない。